



# 環境方針



## 《基本理念》

聖籠町は、飯豊連峰に源を発する加治川の恩恵による穀物地帯と東西にのびる砂丘列を利用した果樹園が広がる自然豊かな町です。また、本州日本海側最大の国際貿易港である新潟東港、その背後地には大規模工業団地の新潟東港工業地帯を有する工業の町でもあり、農業と工業双方を基幹産業として発展してきました。

しかし、聖籠町における産業の発展や住民生活等により生じる環境負荷は重要な課題となっており、環境負荷について改善及び低減に努め、環境と調和した持続可能な発展を目指した活動を推進していかなければなりません。

このため、聖籠町では、環境基本計画を策定し、町民、事業者、行政の果たすべき役割と環境保全に向けた具体的な取り組みの指針を示しながら、地域づくりを進めています。

聖籠町役場においても、事務事業が環境に負荷を与えていることを深く認識し、環境保全と環境負荷の低減に努め、地域の先導的な役割を担っていきます。

## 《基本方針》

基本理念を踏まえ、環境マネジメントシステムの定期的な見直しにより、環境パフォーマンスを向上させるための継続的な改善を図ると共に、以下の項目について環境目的・目標及びその実現に向けたプログラムを策定し、環境の改善と保全に取り組みます。

### 1 環境施策の総合的な推進

聖籠町の環境を保全し、創造していくために、総合計画及び環境基本計画に基づき、各種施策を総合的に推進します。

#### (1) 生活環境の保全

騒音・振動、悪臭の発生を抑制し、大気、水などを良好な状態に保ち、地球温暖化防止について啓発を行う等、本町に住む人々の健康の保護と生活環境の保全を図ります。

#### (2) 自然環境の保全

海浜植物、砂丘など、海辺の町ならではの風土を形成している環境を守り育てるとともに、自然環境、生物多様性及び生態系の保護に努めます。

#### (3) 快適環境の保全

水田の緑や黄金色の稲穂など、私たちに潤いと安らぎを与えてくれる快適な環境を守り育てていきます。

#### (4) 循環型社会の構築

「大量生産、大量消費、大量廃棄」の社会から、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

#### (5) 環境保全活動の推進

本町の環境を守り、育てるために、町民、事業者、町のすべての主体の自主的かつ積極的な取り組みを推進します。

### 2 事務事業における環境負荷の低減

聖籠町の事務事業全般について環境へ及ぼす影響を把握し、その低減に努めます。

#### (1) 環境にやさしいオフィスづくり

率先行動計画に基づき、庁舎及び町の関連施設での省エネ・省資源・リサイクル及び廃棄物の削減を推進します。

#### (2) グリーン調達の推進

聖籠町で使用する物品や発注する工事について、グリーン調達(環境負荷の出来るだけ小さいものを優先して選ぶ)を積極的に推進します。

この環境方針に基づき、環境関連法規制及び町が同意するその他の要求事項を遵守するとともに汚染の予防に努めます。

また、この環境方針は、聖籠町の職員等に周知するとともに、広く一般に公表します。

平成15年5月1日

(改定：令和元年8月30日)

聖籠町長 西脇道夫

